

平成 27 年度 第 2 回八幡市子ども・子育て会議

会議録

平成 27 年 8 月 18 日（木） 15 時 30 分～

八幡市文化センター3 階 会議室 3

1 開会

会長：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 2 回八幡市子ども子育て会議を開催いたします。本日の欠席者の報告と資料確認をしていただきます。

（欠席者報告、資料確認）

会長：それでは、議事に入ります。本日の議事は、アンケート調査の結果についての報告と、子ども条例の骨子に関する説明です。それでは調査結果の概要について事務局よりお願いいたします。

2 「八幡市子ども条例」に関するアンケート調査結果の概要について

事務局：資料 1、「八幡市子ども条例」に関するアンケート調査集計結果についてご説明いたします。

会長：ありがとうございます。ご質問はありますか。

委員：これは、どのように次のステップに持っていくのか、子どもたちにどのような支援をして行くのでしょうか。来年の 4 月に入学する新一年生 600 人の内、約 60 人が気になる子どもだそうです。0 歳～3 歳までは支援があるけれども、その後は支援がないということです。幼稚園ではタブレットを使用し子どもたちのデータを作成してそれを活用しているけれども入学するとそのデータは活用されないらしく、このようにアンケートを採ったとしても次の段階の支援はどうするのか、対策をどう考えるのでしょうか。

会長：ありがとうございました。このアンケートをどう活かしていくのかということですが、そのあたりを事務局の方いかがですか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画策定のために 2 年前にアンケート調査を行い、今年の 3 月にすでに事業計画を策定しています。今回の調査はそれを更に受けて子ども条例を策定するために実施したものですので、あくまで条例づくりのためのアンケートであることをご理解ください。また、ご指摘の発達支援については、未就園児を対象にスマートフォンで子どもの育ちをチェックできるような仕組みを子育て支

援センターで作り、さらにすべての園に協力を要請して、子どもの育ちを正確に把握して必要な支援ができるような体制を整えています。また、幼保小連携については、昨年度より必要書類を保護者にお渡しして保護者より小学校に情報が渡るような仕組みづくりを実施して、切れ目のない支援に取り込んでいます。

会長：よろしいでしょうか。

委員：娘が通う作業所の施設長の子どもさんが双子で、1人は支援学校に通い、1人は発達障がいがあるために幼稚園より詳細な情報を提供していただいたそうですが、担任が多忙なためか、書類を確認してもらえなかったそうです。発達障がいは外見には現れず一見ではわかりづらい障がいですが、小学校でも手厚く保護していただきたい。支援が不十分であるという話をよく耳にします。

会長：学校任せにすると、忙しい担任が障がい児を見切れていないということ、就学前のデータが活用されていないというご指摘でした。この件に関して、学校を含めて全体のシステム作りはこれから整備されていく予定ですか。

事務局：従来から幼保小の連携の取り組みはなされていたのですが、子どもの育ちを徐々に積み上げていくという、これまではなかった観点ですので、カリキュラム同士の繋がりにおいてまだ不十分な部分があり、現在、強化を図っているところです。

会長：その他ありますか。子どもの権利条約の認知度は他地域と比較してどうですか。それに関する調査データはありますか。

アドバイザー：認知度は高い方ではないかと思います。八幡市が平均より低いとは感じません。子どもの人権や障がい者の人権、女性の人権、セクシャルマイノリティの人権など人権意識は年々高まっている風潮はあり、多様な人権意識、子どもの人権意識も高まっている一方で、非行に走る子どもに対して厳しく非難の目を向けるというような自己責任能力の意識も高まっているようです。

会長：自己責任能力の中に人権を侵害するようなものが含まれているけれども、それは別の問題として考えられているということですか。

委員：意識調査ですが、小中高と学齢で意識に違いがあるにもかかわらず、区別されていません。

会長：それについていかがですか。

事務局：進級や学齢が上がるにつれて、人権意識が低くなる傾向が出ています。ただし、高校生の場合は3分の1が市外からの通学ですので、八幡市の住民に区切ると分析がしにくいですが、市内在住とそれ以外に分けて見て行きたいと思っています。小学校区に分けても何らかの傾向があると思いますので、次回には、もう少ししっかりした分析結果をご提示したいと思います。

副会長：20 ページの① (3)の③④はいつも気になっているところです、学校別にぜひ分析していただきたい。親に期待されていないと回答されているということは成長して行く上で、夢や希望を持ちにくいということですので。

事務局：今回のアンケートの設計におきまして 20 ページでは問 4 の①については従来から言われてきたことで、その辺りをどうかと思って見ていました。問 11 の将来への夢や希望を持っているという項目とその後の問 7③④⑤との 3 点は相関関係があって、今後において八幡市ではどのような形のものが出てくるのか。将来に夢や希望を持つという要因が他にはないかという調査を教育委員会からも頼まれていますので、他の形で子どもたちの育ちの支援をできるような要因が発見できないかは考えております。

会長：クロス集計から浮かび上がってくるがあると思います。20 ページの⑥は重要な項目で謙遜があるのかもしれませんが、自分の事が好きという回答がかなり低いので詳細な分析をお願いします。

委員：16 ページの子育ての接し方で重要度と実行度で差がありますが、クロス集計する上で傾向などがあれば教えていただきたい。

事務局：前は、実行度と重要度に加え不足度という項目をあげていました。見かけ上は実行度が低いように見えますが、それぞれに点数を付けて指標化してみると重要度が結構高い傾向にあります。実行度はそれなりですが合格点以上であると自信を持っている保護者が多いのかと感じます。それは弱みでもあり強みでもあり、理想に向かって子育てを進めていけば理想の子育ても可能ではないかと思えます。

三宅委員：岩槻先生にお尋ねしたいのですが、重要度と実行度の回答の仕方として「よくできている」と「まあまあできている」の回答者の判断基準をどう考えられますか。

岩槻会長：確かによくできているという回答は低いけれども、まあまあできているという回答率が高い。このデータからは保護者の皆さんがある程度できているというように意識を持たれているように見受けられます。

事務局：前回は同じような調査をしておりまして、11 ページの問 17 に子育ての肯定感を聞いています。充実感はあるけれども自信を持てるほどでもない、うまくやれているけれども完璧ではないという絶妙のバランスがここに現れているのではないかと前回調査でも分析しました。決して子どもとの関係でコミュニケーション不足と考えているわけではないので、全体としてはバランスを持った子育てに密かに自信を持っておられるのではないかと考えます。

委員：多忙な中で取り敢えずアンケートに回答するのと、ゆっくり質問と向き合って回答するのでは意識の違いが出ると思います。時間的な余裕がなかったのではないで

すか。

事務局：保育園を利用する保護者については、仰るとおりです。保護者が日々の生活に追われていますのでゆっくりと1年間の子育ての様子を振り返る余裕はなかったと思いますが、回答者には小学校中学校の保護者も含まれていますので、八幡市の全体の保護者の意識としては、回答どおりかと思います。今後、小学校のカテゴリ一だけで分析をする予定ですので、それぞれに活用していただければありがたいと思います。

会長：校区によって大きく変わるし、中学生の場合は余裕がないと聞きますので、もしかしたら分析も変わってくるかもしれません。クロス集計を見直すということも重要かと思います。

アドバイザー：まずデータから、小中高と学齢が上がるごとに家族に期待されている数値が低い傾向にあるというのは感じました。八幡市は学校や家庭への信頼や依存が大きい反面、地域との連携が希薄です。地元の祭りに参加している、地域の大人に声をかけてもらっているなど、地域と接点がある方が、周囲に認められている自信から自分の事を好きになる、地元に住み続けたいという意識に繋がると以前のクロス集計でも分析されています。ただこのように格差ができたころをみると、地域の大人と出会っていないために生きづらいつ感じる子どもが発生していることを感じます。また、次に顕著なのは、経済的な困窮です。11ページの「収入が低いことで困っている」。高校性の回答でも「欲しいものを何でも買ってもらえる」という数値は低く、総体的に貧困を感じている子どもが多いと思います。

岩槻会長：地域との関係性と相対的な貧困は大きな問題だと思います。それでは次の議題に進みたいと思います

3 八幡市子ども条例の骨子について

会長：資料2、3に骨子のイメージをまとめています。事務局より説明をお願いします。

コンサル：それでは子ども条例の骨子について、資料2、3の説明をさせていただきます。

(資料説明)

会長：ありがとうございます。資料3についてご意見をいただければと思います。

委員：この4つに分かれています権利のうち、一番の生きる権利で、子どもの生命の対策で子どもの生存及び発達を可能な限りからの意味がわかりにくい。3つ目の父母からの分離の禁止とは何かそういう場面があったりするのでしょうか。これだけではわかりにくいです。

会長：4つの柱は、何をイメージしているのか。事務局いかがですか。

事務局：4つのカテゴリーの表現については、ユニセフの子ども権利条約として記されている条文ですので、ここに表記していることは、実際に子ども権利条約の条文にどう当てはまるという実例を示したのではなく、過去の条例と子ども権利条約の関係性を示したものにすぎないとお考えください。

会長：9条の1の権利条約に対する具体的な場面についてはどうですか。

事務局：とりあえず場面を想定したものというふうには思っておりません。4つの権利と、子ども権利条約の関連性を示したというだけで特別な意味はありません。

会長：この説明で納得いただけますか。

委員：はい。

アドバイザー：各自治体の条例の中には自治体独自の条文を表現しようという自治体もあり、例えば神奈川県川崎市では、「私らしく生きる権利」「私たちの居場所が確保される」など子どもの意見を反映させたオリジナルの条文です。しかし、多くの自治体にはユニセフの4つの条文をそのまま盛り込んで行こうという姿勢があり、本市も準ずることにしています。また、父母からの分離の禁止も原則的には禁止ではありますが子どもの虐待などで子どもの利益にならない場合には例外もありうるわけです。

会長：確かに、19条とは矛盾することになります。ありがとうございます。

委員：父母からの分離の禁止を条例の中にあまりにも明確に明記してしまうと、養子として育てられている子どもたちの気持ちや養父母の気持ちを傷付けてしまうのではないですか。周囲を見回してみても現代の30代～40代の女性は結婚の意思がないか晩婚が多く、子どもに恵まれない夫婦が養子縁組をし、育てるというケースも考えていかなければならないと思います。

会長：今のご意見についてはどうですか。

アドバイザー：例えばイギリスであれば、0歳～3歳は対一の関係を作らないと暴力であると考えますので、基本的には、家庭的擁護を目指すというのが日本における認識の流れですが、子どもの家庭的擁護や里親制度は、今後強化して行くという勧告も受けていますので、委員の言われる流れになっていくと考えます。

会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局：現時点での権利としての表記は生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4項目に集約されていますので、現行の権利条約の項目に当てはめた関係性の部分でのみ記述していると、ご理解ください。

会長：表記についてはこのままで、文言は改めて作っていくことですので、委員の意見は考慮させていただきたいと思います。資料2の子どもの権利のイメージで

すが、レイアウトに太枠が入っていないところはどういう位置付けになるのですか
事務局：通常は4つの権利ですが、表現はともかく他に条例として入れ込む項目はないか
のかをこれから議論をしていただきたいと思います、枠を外してあります。

岩槻会長：重要なものとしてこの4つの権利があるということですが、この内容についても
議論をしていただきたいと思いますということ。そういう意味ではこの5番も結構重要に
なってきます。そのあたりを含めまして、ご意見をいただきたいと思います。

委員：特別なニーズをめぐる権利はぜひとも入れて欲しいと思います。八幡市はこういう
方々を支援しよう擁護しようと考えているということがわかりますし、子どもたち
もそれを望んでいるので、マイノリティーの人達もぜひとも入れて欲しいと思いま
す。

会長：貴重なご意見ありがとうございます。5番の特別なニーズをめぐる権利をぜひ権利
の柱に入れて欲しいということですが。

アドバイザー：他市の例を紹介させていただきますとこのユニセフの4項目の条文は「聞
いてもらう権利」に当たります。特別なニーズをめぐる権利はユニセフでは3の守
られる権利に含むと解釈してしまして、説明不足という時には「困難を有する子ど
も」とか「貧困問題」「差別の禁止」などの具体的な条文を付け加える自治体が多く、
守られる権利には①～⑤がすべて入ると冒頭で謳っておいて、具体的な条文を付け
加えて説明する例が多く見受けられます。

会長：ありがとうございます。これは骨子にもかかわるところなので、委員の皆様はいか
がですか。包括してというのですが、困難を有する子どもたちを別立てで、立てる
べきではないかと、私は思います。

委員：八幡市の場合の状況を考えれば、これは別に立てるべきではないかなと思います。

会長：別立てで強調するということですね。八幡市はここを重視しているということ。

委員：実際にこういう方たちが増えてきているのは事実で、少数派の人たちもみんな一緒
という意識を持ちましょうと促すべきかと思います。

会長：少し特化した項目を八幡市では、特別に立てるべきではないかというご意見です。

委員：私も、少数派の子どもを育てており、守っていただきたいという気持ちはあります
ので強調していただきたいと思います。

会長：反対のご意見、はありませんか。

委員：本来ならば、特別というのではなくてこれが当たり前という認識が一番いいのです
が、実情としてはまだ意識が低いので、必要ではないかと思います。

会長：ありがとうございます。困難を有する子どもの権利保障という事を別立てで、明記
して行くという方向でよろしいですか。

委員：こういう意見が出たということも含めてご検討お願いしたいと思います。

会長：マイノリティーということですが、量的にもそういう人たちが増えてきているという事は間違いがなく、骨子のところに特別な法案をどのような形で入れるかはこれからの課題ですが。

委員：余り大人の意識ではなくて子どもの目線で考えてみるということで、そうなってくと改めて特化しない方がいいのか、子どもというのは意外と残酷ですから。

会長：子どもがどう捉えるかということですね。

委員：そうです。

副会長：例えば20条の家庭環境を奪われた子どもの保護というのは、考えた方としては1の生きる権利に相当するのですが、この1の内容にはいろんなケースが入ってくるんです。

会長：全部そこに入れるということはできないのですか。

副会長：貧困対策という問題があり、京都府は予算をつけていますが。

会長：貧困は補償に入ってくるでしょうし、柱になる条文の名称をどうしていくのかという難しい問題もあるかと思いますが、この会としては、別立てで明記するという方向ではどうでしょうか。他都市では、結構そういったケースもあるということですので、そうしたところも参考にしながら具体的にどんな文言が入っているのかを調べてみてください。事務局としてはどうですか。

事務局：現段階では、特別なニーズというだけでは条文として掲載できませんので、どのように文言化して行くのか。条文策定上の基本的な考え方としては時代に左右されないもの。例えば市民憲章は、随分昔に作られたものですが、逆に今、大切だとされていますので、そのような時代に影響されないような条例を作り上げたいという思いがあります。したがって、ネガティブな表現を文章化することには避けるべきで、きちんと子どもを守るまち、子どもにやさしいまちなのだというメッセージを成文化したいとは思っています。

会長：いただいた意見も重要ですので、踏まえながら骨子として作り上げて行きたいと思っています。ありがとうございました。

この条例案については、継続的に検討して行くということですが、特にご意見がなければ今回はこのくらいで、次回以降引き続き協議していただくということでしょうか。浜田先生何かありますか。

アドバイザー：議論を重ねながら、八幡らしい八幡の子どもにとって一番よいものを作っていたらいいと思います。東北の方でしたら、防災に子どもたちが参加するというのを入れてもいいですし、他市に比べて虐待の多いところは虐待を絶対にゼ

ロにする目標を掲げるというのもいいです。貧困という問題定義をし、居場所づくりなど委員の皆様の方で議論していただければいいと思います。

会長：ありがとうございます。ユニセフの条文を基にしながら八幡市らしい条文を作っていけたらと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。事務局よりその他の報告事項ありますか。

4 その他

事務局：(報告)

会長：他にいかがですか。

事務局：(事務連絡)

5 閉会

会長：それではこれもちまして第2回八幡市子ども子育て会議を閉会します。